

## 第2号議案

### 茨城租税債権管理機構職員定数条例等の一部を改正する条例

(茨城租税債権管理機構職員定数条例の一部改正)

第1条 茨城租税債権管理機構職員定数条例（平成13年茨城租税債権管理機構条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時」を「臨時的に任用された職員」に改める。

(茨城租税債権管理機構職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 茨城租税債権管理機構職員の給与に関する条例（平成13年茨城租税債権管理機構条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第6条中「非常勤又は臨時の」を「非常勤の職員又は臨時的に任用された」に改める。

(茨城租税債権管理機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 茨城租税債権管理機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成13年茨城租税債権管理機構条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日 提出

茨城租税債権管理機構  
管理者 山口 伸 樹